

春日井市共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」(以下「共同企業体」という。)とは、市が発注する特定の工事の施工を目的として、業者が工事ごとに結成するものをいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体の対象となる工事は、設計金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)が次の各号に掲げる工事の区分に応じ、原則として当該各号に定める額以上のものとする。

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 土木工事 | 500,000,000円 |
| (2) 建築工事 | 500,000,000円 |
| (3) 電気工事 | 300,000,000円 |
| (4) 管工事 | 300,000,000円 |

2 前項の規定にかかわらず、業者間の建設技術の移転及び技術力の向上に資すると認められる場合は、共同企業体により施工することができる。

3 前2項に掲げるもののほか、その円滑な施工を図るため、特に技術力を結集する必要があると認められる場合は、共同企業体により施工することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、工事内容等に鑑み、共同企業体による施工が適当でないと認められる場合は、共同企業体によらず施工することができる。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、原則として3業者以内とする。

(構成員の資格)

第5条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 市の入札参加資格を有すること。
- (2) 市が発注する工事(以下「発注工事」という。)に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第2項に規定する許可業種(以下「許可業種」という。)につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、确实かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績

があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績があること。

- (4) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(構成員の選定)

第6条 共同企業体の構成員の参加資格及び業者選定は、春日井市入札業者審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て行うものとする。

(共同企業体の結成)

第7条 共同企業体の結成は、自主結成とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、予備指名方式によることができる。

- 2 予備指名方式により選定された構成員には、文書により当該業者に通知するものとする。

- 3 第1項ただし書に規定する予備指名方式は、グループ別指名制とする。ただし、グループに分けることが難しい場合は、この限りでない。

(構成員の組合せ)

第8条 共同企業体の構成員の組合せは、原則として春日井市指名業者等選定要領（平成2年10月1日施行）別表第1に掲げる等級の最上位の級に該当する者相互での組合せ又は最上位の級及び第2位の級に該当する者による組合せとする。ただし、市長が特に認めるときは、第2位の級に該当する者相互での組合せにすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、等級の第3位及び第4位までの級に該当する者で十分な施工能力があると認められるものについては、最上位又は第2位の級に該当する者を構成員とする共同企業体の構成員とすることができる。

(入札参加手続)

第9条 第7条の規定により結成された共同企業体が、発注工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとするときは、共同企業体の入札参加資格審査の申請をするものとする。

(資格審査の申請)

第10条 共同企業体の資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でなければならない。

- (1) 代表者の出資比率は、構成員中最大又は同等とすること。
(2) 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、原則として次の割合以上であること。

構 成 員 数	最 小 出 資 比 率
2 業 者	30 パーセント
3 業 者	20 パーセント

2 第7条の規定により結成された共同企業体の構成員は、当該工事については他の共同企業体の構成員となることができないものとする。

3 第1項の申請は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（第1号様式）に特定建設工事共同企業体協定書（第2号様式）、委任状（第3号様式）その他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

（資格確認申請書）

第11条 入札に参加することを希望する者は、前条第3項に規定する書類、春日井市制限付き一般競争入札実施要綱第6条第3項の制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに提出しなければならない。

（資格の確認等）

第12条 市長は、申請書等が提出されたときは、委員会に諮り、その資格を確認するものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、申請書等を提出した者に対して説明を求めることができる。

（確認通知）

第13条 市長は、前条第1項の規定により資格を確認したときは、その結果を通知する。

2 前項の場合において、入札参加資格がないと確認した者に対しては、通知書にその理由を付する。

（無資格者への理由説明）

第14条 前条の規定により入札参加資格がない旨を通知された者は、無資格理由に不服がある場合は、指定の日までに書面により説明を求めることができる。

2 前項の書面が提出されたときは、市長は、速やかに委員会に諮り書面で回答する。

3 市長は、第1項の説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前項の回答に併せて、前条の規定による通知を取り消し、入札参加資格のある旨の通知を行う。

（雑則）

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

2 春日井市特別共同企業体取扱要綱（昭和59年5月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市共同企業体取扱要綱の規定は、平成25年4月1日以後に公告した入札の参加に係るものについて適用し、同日前に公告した入札の参加に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市共同企業体取扱要綱の規定は、平成27年4月1日以後に公告した入札の参加に係るものについて適用し、同日前に公告した入札の参加に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市共同企業体取扱要綱の規定は、平成29年4月1日以後に公告した入札の参加に係るものについて適用し、同日前に公告した入札の参加に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。
- 2 改正後の春日井市共同企業体取扱要綱の規定は、令和2年3月23日以後に公告した入札の参加に係るものについて適用し、同日前に公告した入札の参加に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市共同企業体取扱要綱の規定は、令和3年4月1日以後に公告した入札の参加に係るものについて適用し、同日前に公告した入札の参加に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市共同企業体取扱要綱の規定は、令和4年3月1日以後に公告した入札の参加に係るものについて適用し、同日前に公告した入札の参加に係るものについては、なお従前の例による。

第1号様式（第10条関係）

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

次の工事の入札に参加したいので、
指定の書類を添えて入札参加資格審査
を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のす
べての記載事項は、事実と相違ないこ
とを誓約します。

(ふりがな) 共同企業体名称		
代 表 者	所 在 地 商号又は名称 代 表 者 名	

工事名 _____

工事場所 _____

構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代 表 者 名	
	所 在 地 商号又は名称 代 表 者 名	

第2号様式（第10条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 春日井市発注に係る 工事（当該工事内容
の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

(2) 前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、

特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約
の履行後 か月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定
にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するもの
とする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

パーセント

パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、
銀行とし、共同企業体の

名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条の規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は上記のとおり 特定建設工事
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、
各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

商号又は名称

代表者名

印

第3号様式（第10条関係）

委 任 状

年 月 日

（宛先）春日井市長

委任者

所在地

商号又は名称

代表者

印

私は、貴市における
の共同企業体の入札参加に際しては、下記の者を代理人と定め、入札及び見積
に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

所在地

商号又は名称

代表者